

第3次吹田市地域福祉計画の期間延長の骨子案に対する意見募集について

案 件 名	第3次吹田市地域福祉計画の期間延長の骨子案	
政策等の案の題名	第3次吹田市地域福祉計画（改定）	
政策等の案の趣旨と概要	<p>地域福祉計画は、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものであり、対象者や分野にとらわれず、福祉の観点から人々の生活支援を考えていくために策定される行政計画です。</p> <p>本市では、平成28年(2016年)3月に第3次吹田市地域福祉計画（以下「3次計画」といいます。）を策定しています。</p> <p>今年度は、3次計画の計画期間の最終年度であることから、現在、次期計画となる第4次吹田市地域福祉計画（以下「4次計画」といいます。）の策定に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>4次計画は、策定に係る期間を令和2年度(2020年度)末までとしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、計画策定に係る取組が十分に行えない状況が続いています。また、地域福祉の推進に不可欠である地域福祉活動にも多大な制限が生じています。</p> <p>このような状況の中、新しい生活様式を踏まえたうえで4次計画の策定に係る取組を進めるためには十分な期間を確保する必要があることから、策定に係る期間を1年間延長することにしました。</p> <p>これに伴い、計画期間が途切れることで本市における地域福祉の推進に切れ目が生じることがないように、3次計画の計画期間を令和3年度(2021年度)末まで1年間延長するものです。</p>	
意見募集案と関連資料	意見募集案	第3次吹田市地域福祉計画の期間延長の骨子案
	関連資料	第3次吹田市地域福祉計画
	上記の案と資料は、次の場所でも配布しています。	
	<ol style="list-style-type: none"> 吹田市役所 高層棟7階 福祉総務室(704番窓口) 吹田市役所 低層棟2階 市民自治推進室 (219番窓口)横パブリックコメント専用ラック 山田出張所、千里丘出張所、千里出張所 総合福祉会館 	
意見提出者	<ol style="list-style-type: none"> 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体 上記のほか、本計画の期間延長によって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体 	
意見提出期間	令和2年(2020年)10月1日（木曜日）～令和2年(2020年)10月30日（金曜日） 必着	
意見提出方法と提出先	郵 送	〒564-8550（住所の記載不要） 吹田市 福祉部 福祉総務室 地域福祉計画担当
	ファックス	06-6368-7348 吹田市 福祉部 福祉総務室 地域福祉計画担当
	電子メール	fuksomu@city.suita.osaka.jp 吹田市 福祉部 福祉総務室 地域福祉計画担当 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。
	直接提出	吹田市役所 高層棟7階（704番窓口） 吹田市 福祉部 福祉総務室 地域福祉計画担当 受付は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分までです。
	意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。	
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者（具体的な利害関係もお書きください）」のいずれかを必ず明記してください。 ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 お電話やご来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。 お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和3年(2021年)1月上旬頃に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。 	
問い合わせ先	福祉部 福祉総務室 地域福祉計画担当 電話：06-6384-1815（直通）	